

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模特別養護老人ホーム「ヴェルデ上賀茂」

重 要 事 項 説 明 書

事業所番号 2690100124号

社会福祉法人 柊野福社会

京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1

電 話 : 075 (711) 1851

F A X : 075 (711) 1853

この重要事項説明書は、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 法人の概要

- (1)法人の名称 社会福祉法人 柘野福祉会
- (2)法人の所在地 京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1
- (3)設立年月日 昭和59年3月13日
- (4)代表者氏名 理事長 杉本 豊平（すぎもと とよへい）
- (5)電話番号 075-711-1851
- (6)FAX番号 075-711-1853

2. 施設の概要

- (1)施設の名称 小規模特別養護老人ホーム「ヴェルデ上賀茂」
- (2)施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 事業所番号2690100124号
（特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」を本体施設としたサテライト型居住施設）
- (3)施設の所在地 京都市北区上賀茂馬ノ目町18番地
- (4)開設年月日 平成25年12月1日
- (5)管理者の氏名 酒枝 素子（さかえだ もとこ）
- (6)電話番号 075-712-0030
- (7)FAX番号 075-712-0350
- (8)入所定員 29名

3. 本体施設の概要

- (1)施設の名称 特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」
- (2)施設の種類の種類 指定介護老人福祉施設 事業所番号2670100128号
- (3)施設の所在地 京都市北区上賀茂中ノ河原町22番地の1
- (4)開設年月日 昭和59年5月8日
- (5)管理者の氏名 酒枝 素子（さかえだ もとこ）
- (6)電話番号 075-711-1851
- (7)FAX番号 075-711-1853
- (8)入所定員 50名

4. 居室の概要

当施設では以下の居室をご用意しております。居室はすべて個室（一人部屋）です。

室数	面積	居室内設備
29室	13.2㎡×3室 13.3㎡×10室 13.4㎡×4室 13.5㎡×12室	洗面所

※ 居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者及びそのご家族等と協議の上、決定するものとします。

5. 設備の概要

設備の種類	箇所数	備考
共同生活室	3 箇所	調理設備あり
浴室	3 箇所	
健康管理室	1 箇所	
介護材料室	3 箇所	
トイレ	13 箇所	

6. 職員の配置状況及び職務内容等

(1) 主な職員の配置状況

職名	配置数	備考
施設長（管理者）	1 名（常勤）	（介護予防）短期入所生活介護事業所管理者、本体施設管理者及び介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	1 名以上（1 名以上は常勤）	
生活相談員	1 名以上（1 名以上は常勤）	1 名は介護支援専門員を兼務
介護職員	10 名以上（常勤換算）	1 名は介護支援専門員を兼務
医師（嘱託医）	1 名以上（嘱託）	
看護職員	1 名以上	
機能訓練指導員	1 名以上	
管理栄養士	1 名以上（1 名以上は常勤）	本体施設管理栄養士を兼務

(2) 主な職員の職務内容

職名	職務内容
施設長（管理者）	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	ご利用者の要介護認定の更新申請手続き代行や地域密着型施設サービス計画の作成を行います。
生活相談員	ご利用者の生活相談、苦情への対応等を行います。
介護職員	ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
医師（嘱託医）	ご利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	ご利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
機能訓練指導員	ご利用者の生活リハビリを中心とした機能訓練を行います。
管理栄養士	栄養及び給食の管理指導、栄養マネジメントの実施、栄養指導、食事・厨房管理業務を行います。

(3) 主な職員の勤務体制

職名	勤務時間
施設長（管理者）	日 勤 / 8：30～17：30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出 / 7：30～16：30 日 勤 / 9：00～18：00 10：30～19：30 遅 出 / 12：30～21：30 夜 勤 / 21：30～9：30 16：30～10：30 ※ 上記以外にもご利用者の生活に合わせ、勤務時間帯を調整することがあります。 ※ 昼間（7：30～21：30）は、原則として3名～8名の職員体制となります。 ※ 夜間（21：30～7：30）は、原則として3名の職員体制となります。
介護支援専門員・生活相談員	日 勤 / 8：30～17：30
看護職員・管理栄養士	日 勤 / 8：30～17：30

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、(1)介護保険の給付対象となるサービス、(2)介護保険の給付対象とならないサービスがあります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の1割が自己負担となります（9割が介護保険からの給付）。なお、一定以上の所得のある方については、負担割合が2割又は3割になる場合がありますので、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

[サービスの概要]

① 「地域密着型施設サービス計画」の作成

当施設の介護支援専門員が、ご利用者の直面している課題及びご利用者の希望を踏まえ、地域密着型施設サービス計画を作成し、ご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得た上で交付します。また、定期的にサービスの実施状況や目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえ、計画書の変更等を行い、変更した際は、ご利用者及びそのご家族等に説明し同意を得ます。

地域密着型施設サービス計画は、要介護認定期間内に1回若しくはご利用者及びそのご家族等の要請があった場合に変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合は、ご利用者及びそのご家族等と協議し、地域密着型施設サービス計画を変更します。

② **食事支援**（食費は別途頂きます）

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養、ご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご利用者の自立支援のため離床し、共同生活室で食事を摂っていただくことを原則としていますが、ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて、居室配膳等の対応をさせていただきます。
- 食事時間については、以下の時間を設けておりますが、食品衛生上問題のない範囲（提供から2時間以内）で、ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて対応させていただきます。
（食事時間） 朝食 8：00 ～ 10：00 昼食 12：00 ～ 14：00
夕食 18：00 ～ 20：00

③ **栄養管理**

ご利用者の栄養状態の維持及び改善を図るため、ご利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

④ **口腔衛生の管理**

ご利用者の口腔の健康の保持を図るため、口腔衛生の管理体制を整備し、ご利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

⑤ **入浴支援**

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- ご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて、機械を用いての入浴も可能です。

⑥ **排泄支援**

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

⑦ **機能訓練**

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が協働して、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑧ **健康管理**

看護職員が以下の嘱託医と連携を図りながら、ご利用者の健康管理を行います。

医療機関名	こなか医院
医師名	小仲 良平
所在地	京都市北区上賀茂朝霧ヶ原町10番
電話番号	075-723-0030
診療科目	内科・リハビリテーション科

医療機関名	医療法人同仁会（社団）京都九条病院
医師名	西村 幸秀
所在地	京都市南区唐橋羅城門町10
電話番号	075-691-7121
診療科目	精神科・心療内科

⑨ **行政手続代行**

郵便、証明書等の交付申請等、ご利用者が必要とする手続等の代行を行います。また、ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

⑩ その他

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活のため、毎朝夕の着替えや整容が適切に行われるよう支援します。
- 健康の維持（食欲増進、唾液分泌の促進等）や口腔機能改善のため、毎食後に口腔ケアを行うよう配慮します。
- 様々な社会資源を活用し、地域との交流を図ります。

[サービス利用料金]

別添の料金表によって、①ご利用者の要介護状態区分に応じた基本サービス料金、②基本加算、③個別加算の合計金額をお支払ください。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更させていただきます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

① 食費 1,646円/日

※ 物価の変動等により、定期的に見直し、改定をさせていただきます。

※ 外泊・外出等で欠食された場合、欠食分の食費1,646円は頂きません。ただし、前日までに届出があった場合で、1日（3食すべて）欠食された場合のみとなります。

② 居住費 3,200円/日

※ 居住費については、外泊中及び入院中に居室確保費用として外泊時加算算定日数分をご負担いただきます。ただし、空床利用（短期入所生活介護）した場合は対象となりません。

③ 電気使用料 60円/台（電化製品1台につき）

居室において個人の電化製品（テレビ等）を使用される場合に、電気使用量をご負担いただきます。

④ おやつ費 103円/日

毎日昼食後の余暇の時間に提供するおやつ代として、上記金額をご負担いただきます。

⑤ 行事おやつ費 実費

開所記念等の行事の際に、要した費用の実費からおやつ代を差し引いた金額をご負担いただきます。

⑥ 行事食費 実費

開所記念等の行事の際に、要した費用の実費から食費を差し引いた金額をご負担いただきます。

⑦ 理美容費 実費

理美容師の出張による理美容サービスをご利用された場合は実費をご負担いただきます。

⑧ レクリエーション費 実費

ご利用者の希望によりレクリエーション等の活動に参加していただくことができますが、レクリエーション等に要した費用の実費をご負担いただきます。なお、実費が発生する場合は、ご利用者及びそのご家族等に対し、あらかじめ説明し同意を得ます。

⑨ 複写物の交付費 実費

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、記録の複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑩ 日常生活上必要となる諸費用 実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

オムツ代は介護保険給付対象となりますので、ご負担の必要はありません。

(3)減額について

① 食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）

食費及び居住費に関して、ご利用者の所得に応じ、介護保険から補足給付が行われます。ただし、区役所健康長寿推進課高齢介護保険担当へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

- ・ 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税であること。
- ・ 預貯金等の資産要件が基準以下であること。

(1日あたり)

利用者負担段階		食費	居住費	預貯金等の基準
第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金や生活保護を受給されている方等	300円	880円	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下 ※生活保護受給者を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方等（年金収入には非課税の年金も含む）	390円	880円	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階 ①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額80万円超120万円以下の方等（年金収入には非課税の年金も含む）	650円	1,370円	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階 ②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方等	1,360円	1,370円	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

② 高額介護サービス費の制度

ご利用者のサービス利用料金（月額）が、以下の上限額を超えた場合、申請により、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。ただし、食費や居住費等、介護保険給付外のサービスにかかった費用は含まれません。

利用者負担段階		自己負担上限額(月額)	
第1段階	生活保護を受給されている方	(個人) 15,000円	
	利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給と ならない場合	(世帯) 15,000円	
	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方等	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円	
第2段階	市民税世帯非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合 計(※)が80万円以下である方等	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円	
第3段階	市民税世帯非課税の方で、第1段階、第2段階に該当されない方等	(世帯) 24,600円	
第4段階	課税世帯	課税所得380万円未満	(世帯) 44,400円
		課税所得380万円以上690万円未満	(世帯) 93,000円
		課税所得690万円以上	(世帯) 140,100円

※ 年金所得及び土地建物等の短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、年金所得と特別控除額を控除した額

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月1日を起算日とする1か月ごとに、ご利用日数に基づいて計算し、ご請求いたします。お支払については、当該利用月の翌月の20日（20日が休日の場合は、翌日以降直近の営業日）に指定の金融機関の口座から自動引き落としさせていただきます。

8. 入所中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者又はそのご家族等の希望により、以下の協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができますが、優先的な診療や入院治療を保証するものではありません。また、以下の協力医療機関等での診療や入院治療を義務づけるものでもありません。

[協力医療機関]

医療機関名	医療法人社団 行稜会 京都大原記念病院
所在地	京都府京都市左京区大原戸寺町334-1
電話番号	075-744-3121 (代表)
診療科目	内・外・循環器・整形・皮膚泌尿器・リハビリテーション等
医療機関名	医療法人社団 洛和会 洛和会丸太町病院
所在地	京都市中京区七本松通丸太町上ル
電話番号	075-801-0351 (代表)
診療科目	総合診療・内・循環器・整形・泌尿器・耳鼻咽喉・消化器等

医療機関名	社会医療法人 西陣健康会 堀川病院
所在地	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865
電話番号	075-441-8181 (代表)
診療科目	内・外・整形・循環器・泌尿器・脳外・呼吸器・消化器・皮膚等

医療機関名	社会福祉法人 京都社会事業財団 西陣病院
所在地	京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町1035
電話番号	075-461-8800 (代表)
診療科目	内・外・循環器・整形・皮膚・眼・腎臓泌尿器・リハビリテーション等

医療機関名	医療法人社団 佐藤耳鼻咽喉科医院
所在地	京都市左京区北白川東久保田町1
電話番号	075-722-3387
診療科目	耳鼻咽喉科

[協力歯科医療機関]

医療機関名	つちだ歯科医院
所在地	京都市北区紫野上鳥田町1
電話番号	075-495-1323
診療科目	歯科

9. 入院中の居室の取り扱い

ご利用者が医療機関に入院された場合、一時的に居室を短期入所生活介護（ショートステイ）で使用しますのであらかじめご了承ください。

10. 個人情報の保護

- 事業者は、ご利用者及びそのご家族等の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱います。
- 事業者が取り扱うご利用者及びそのご家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報をを用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族等の個人情報をを用いる場合は、当該ご家族等の同意をあらかじめ文書により得ます。

11. 緊急時の対応

サービスの提供中にご利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめご確認させていただいた緊急連絡先及び関係医療機関等への連絡を行う等、必要な迅速に措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合、ご家族、京都市、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 医療機関への連絡及び受診
- ご利用者のご家族等への連絡
- 必要時の京都市への連絡
- 法人事業本部リスクマネジメント委員会への報告、連絡、相談
- 事故原因の究明、改善策の検討及び妥当性の確認
- 必要時の事業者加入の損害賠償保険に基づく対応

13. 損害賠償

ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、万が一事故が発生し、ご利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力によるものを除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。ただし、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者は賠償責任を免除、又は賠償額を減額されることがあります。

14. 非常災害対策

当施設は、非常災害その他の緊急事態に備え、防災設備や非常放送設備等、必要な設備を設けています。また、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行います。

15. 業務継続計画の策定

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

16. 身体拘束等の適正化

原則として、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族等に、十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17. 尊厳の保持／高齢者虐待の防止

ご利用者の尊厳及び人権を尊重し、暴力的行為や発言、外部との意図的遮断等の個人の自立、意思、生活、経済、健康が損なわれる行為を行いません。また、研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

18. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを1階受付横に設置しています。

- 苦情受付担当者 福林 大祐 (ふくばやし だいすけ) [職名] 生活相談員
生田 奨人 (いくた まさと) [職名] 法人事業本部
- 苦情解決責任者 酒枝 素子 (さかえだ もとこ) [職名] 施設長
- 第三者委員 株式会社三星化学研究所 代表取締役 三宅 正 (みやけ ただし)
[連絡先] 075-701-2228
- 当施設の電話番号／FAX番号
TEL: 075-712-0030 FAX: 075-712-0350
- 法人事業本部の電話番号／FAX番号
TEL: 075-705-4131 FAX: 075-705-4138
- 受付時間
[当施設] 終日
[本部] 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市北区紫野東御所田町33番地の1 432-1364 FAX: 432-1590 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
上京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 441-5106 FAX: 441-0180 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
左京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 702-1069 FAX: 702-1316 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
下京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8 371-7228 FAX: 351-8752 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
中京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 812-2566 FAX: 812-0072 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
右京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市右京区太秦下刑部町12番地 861-1416 FAX: 861-1340 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
右京区役所 京北出張所 保健福祉第一担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市右京区京北周山町上寺田1-1 (京北合同庁舎内) 852-1815 FAX: 852-1800 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)

西京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市西京区上桂森下町25番地の1 381-7638 FAX:393-0867 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
西京区役所洛西支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市西京区大原野東境谷町2-1-2(洛西総合庁舎内) 332-9274 FAX:332-8420 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山科区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市山科区栂辻池尻町14番地の2 592-3290 FAX:592-3110 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
東山区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市東山区清水5丁目130番地の6 561-9187 FAX:541-8338 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
南区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市南区西九条南田町1番地の3 681-3296 FAX:681-3390 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区鷹匠町39番地の2 611-2278 FAX:611-1140 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所深草支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区深草向畑町93番地の1(深草総合庁舎内) 642-3616 FAX:642-3240 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市伏見区醍醐大構町28番地(醍醐総合庁舎内) 571-6471 FAX:573-3785 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係 相談担当	所在地 電話番号 受付時間	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 354-9090 FAX:354-9055 9:00~17:00 月曜日~金曜日
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 ハートピア京都5階 252-2152 FAX:212-2450 9:00~16:30 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

19. 第三者による評価の実施状況について

当施設は、自ら提供する介護サービスの質の評価(自己評価)を実施し、定期的に外部評価機関による第三者評価を受け、それらの結果を公表するとともに、常にその改善を図ります。

- 第三者評価受診日 : 令和4年9月12日
- 評価機関名称 : 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
- 結果の開示状況 : あり(ホームページ上で公開)

20. 運営方針

「長生きして良かった」と、心から喜んでいただける日が一日でも多くありますように

- (1) 当施設は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十二項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) 当施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、京都市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4) 当施設は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施します。

21. 当施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたり、入所されている他のご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守りください。

- 居室及び共用施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用してください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を講じることとします。ただし、その場合、プライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 飲酒のご希望があれば、嘱託医同意の下、飲酒をしていただくことは可能です。ただし、体調管理等のため、アルコール類は職員で管理をさせていただきます。
- 居室内を含み、全館禁煙となっています。
- 宝石や貴金属等の貴重品や現金は、当施設ではお預かりできません。なお、貴重品や高額な現金を持ち込まれた場合、当施設内で紛失や破損されても当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項を説明し、交付しました。

事業者

住 所 京都市北区上賀茂中ノ河原町2番地の1
事業者名 社会福祉法人 柊野福社会
代表者名 理事長 杉本 豊平 ㊟

施設

住 所 京都市北区上賀茂馬ノ目町18番地
事業者名 小規模特別養護老人ホーム「ヴェルデ上賀茂」
事業所番号 2690100124号
施設長（管理者）名 酒枝 素子 ㊟

説明者

氏 名 福林 大祐 ㊟ 職 名 生活相談員

私は、本書面に基づいて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び料金の支払等の重要事項について説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人

住 所 〒
氏 名 ㊟

契約者は、署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者 _____ に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 〒
氏 名 ㊟ （利用者との関係： _____ ）

料 金 表

令和 6 年 10 月 1 日現在

1. 基本サービス料金

要介護状態区分	自己負担額／1日あたり			自己負担額／1か月あたり		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	712円	1,425円	2,137円	21,665円	43,331円	64,997円
要介護2	786円	1,573円	2,360円	23,921円	47,842円	71,763円
要介護3	865円	1,730円	2,595円	26,303円	52,607円	78,911円
要介護4	941円	1,883円	2,824円	28,622円	57,245円	85,868円
要介護5	1,014円	2,029円	3,043円	30,846円	61,693円	92,540円

2. 基本加算（すべてのご利用者）／1日あたり

ご利用者の状態等にかかわらず、下記条件に適合している場合、以下の加算料金を頂きます。

日常生活継続支援加算及びサービス提供体制強化加算については、併用が不可のため、いずれか1つのみ算定します。また、サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては、いずれか1つのみ算定します。

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算Ⅱ	以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 算定日の属する月の前6か月間又は12か月間における新規ご利用者の総数のうち、要介護状態区分4・5の割合が70%以上であること 算定日の属する月の前6か月間又は12か月間における新規利用者の総数のうち、認知症日常生活自立度がⅢ以上の割合が65%以上であること 喀痰吸引や胃ろう・腸ろう等による経管栄養等を必要とする利用者の割合が15%以上で、介護福祉士有資格者の人数が5人以上である場合 	48円	96円	144円
看護体制加算Ⅰイ	常勤の看護師を1名以上配置している場合	12円	25円	37円
夜勤職員配置加算Ⅱイ	夜勤帯（17:00～翌9:00）の夜勤職員の人数が最低基準を1人以上上回っている場合	48円	96円	144円
精神科医配置加算	全利用者のうち、認知症と診断された者が3分の1以上を占め、精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を行い、その内容を記録している場合	5円	10円	15円

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
栄養マネジメント強化加算	以下の要件を満たしている場合 <ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士が低栄養状態にある利用者又は低栄養状態のおそれのある利用者に対して、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、利用者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施していること 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する利用者に対しても早期発見対応を行っていること 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること 	11円	22円	34円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	以下の要件を満たしている場合 <ul style="list-style-type: none"> 利用者ごとの褥瘡発生リスクについて、入所時及び3か月に1回評価を実施し、その結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること 褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとに多職種共同で褥瘡ケア計画を作成し、少なくとも3か月に1回は見直していること 	3円 (月単位)	6円 (月単位)	9円 (月単位)
科学的介護推進体制加算Ⅰ	以下の要件を満たしている場合に算定 <ul style="list-style-type: none"> 利用者ごとの心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること 必要時のサービス計画の見直し等、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること 	41円 (月単位)	83円 (月単位)	125円 (月単位)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	22円	45円	68円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上	18円	37円	56円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、又は常勤職員が75%以上、又は勤続7年以上の職員が30%以上	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス料金に上記各種加算を加えた総単位数に、14%を乗じた金額	—	—	—

2. 個別加算（対象のご利用者）／1日あたり

ご利用者の状態等により、下記条件に適合している場合、以下の加算料金を頂きます。

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	入所日から30日以内の期間、又は30日以上入院後の再入所日から30日以内の期間	31円	62円	93円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合	20円 (入所時)	41円 (入所時)	62円 (入所時)
再入所時 栄養連携加算	医療機関に入院し、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所時の栄養管理について、医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合	209円 (退院時)	418円 (退院時)	627円 (退院時)
外泊時加算	入院又は外泊をした場合(月6日限度/月をまたがる場合は最高12日)	257円	514円	771円
若年性認知症 入所者受入加算	若年性認知症(40～64歳)の利用者ごとに個別の担当者を定め、担当者を中心に、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合	125円	250円	376円
経口維持加算Ⅰ	摂食障害を有し誤嚥が認められる利用者に対し、月1回以上医師又は歯科医の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成し、当該計画に従い、医師又は歯科医の指示に基づき経口摂取を維持するための栄養管理を管理栄養士が実施した場合	418円 (月単位)	836円 (月単位)	1,254円 (月単位)
経口維持加算Ⅱ	Iの要件に加え、月1回以上食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	104円 (月単位)	209円 (月単位)	313円 (月単位)
退所時情報提供 加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供すること。	261円 (退所時)	522円 (退所時)	783円 (退所時)
療養食加算	医師が治療上必要であると判断し、治療食の提供を行った場合	6円 (1食)	12円 (1食)	18円 (1食)

加算項目	内容	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
口腔衛生 管理加算Ⅰ	以下の要件を満たしている場合 <ul style="list-style-type: none"> 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的指導に基づき、利用者の口腔衛生の管理に係る計画を作成していること 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと 歯科衛生士が、口腔衛生等の管理について、介護職員に対して、具体的な技術的助言及び指導を行うこと 歯科衛生士が、利用者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること 	94円 (月単位)	188円 (月単位)	282円 (月単位)
口腔衛生 管理加算Ⅱ	Iの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	114円 (月単位)	229円 (月単位)	344円 (月単位)
看取り介護加算	以下の要件を満たしている場合 <ul style="list-style-type: none"> 常勤の看護職員を1名以上配置し24時間連絡できる体制を確保すること 看取りに関する指針を定め、入所の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ること 多職種による協議の上、看取りの実績を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと 看取りに関する職員研修を行っていること 看取りを行う際に個室の利用が可能となるように配慮すること 			
	死亡日以前45日以上31日以下	75円	150円	225円
	死亡日以前4日以上30日以下	150円	300円	451円
	死亡日前日及び前々日	710円	1,421円	2,131円
	死亡日	1,337円	2,765円	4,012円
認知症専門 ケア加算Ⅰ	認知症日常生活自立度が3以上の割合が65%以上であり、認知症介護実践リーダー研修を修了した職員を配置しており、従業員に対して、認知症ケアに関する技術的指導等に係る会議を定期的で開催している場合	3円	6円	9円
認知症専門 ケア加算Ⅱ	Iの要件に加え、認知症介護指導者養成研修を修了した職員を配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施しており、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施している場合	4円	8円	12円
褥瘡マネジメント 加算Ⅱ	Iの要件に加え、評価の結果、褥瘡の発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生のない場合	13円 (月単位)	27円 (月単位)	40円 (月単位)